

個人住民税の寄附金控除について

1 どのような寄附金が対象となるのですか？

都道府県・市町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）及び県内住所地の共同募金会・日本赤十字社に加えて、都道府県・市区町村が、次の所得税の寄附金控除対象の中から条例により指定した寄附金について、個人住民税の寄附金控除が受けられます。

- ◇指定寄附金（所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金）
- ◇所得税法に規定する次の特定公益増進法人への寄附金
独立行政法人・地方独立行政法人・特殊法人等
公益社団及び公益財団法人（新たな公益法人制度に移行する前の法人を含む。）
学校法人・社会福祉法人・更生保護法人
- ◇特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ◇認定NPO法人又は特例認定NPO法人に対する寄附金
（※国、政党等に対する寄附金は対象になりません。）

※指定対象は都道府県・市区町村により異なりますので、**詳細は各都道府県・市区町村にお問い合わせください。**

※控除を受けられるのは、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在にお住まいの都道府県・市区町村が控除対象寄附金として条例で指定している場合です。

2 どのような控除が受けられますか？

対象となる寄附金のうち、2,000円を超える部分に、次の率を乗じた額が寄附をした年の翌年度の住民税額から控除されます。

住所地の都道府県が指定した寄附金……………4%（都道府県民税）

住所地の市区町村が指定した寄附金……………6%（市区町村民税）

（※住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%となります。）

3 控除を受けるためには、どんな手続きが必要ですか？

- ①寄附先の法人等から**寄附金受領証明書等**を受け取ります。
- ②1月1日～12月31日までに行った寄附金について、翌年の3月15日までに、最寄りの税務署に所得税の確定申告を行います（①の証明書等を添付）。

※住民税の控除のみの適用を受ける場合は、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告します。その場合、所得税の控除は受けられません。

4 いつの税金から控除されますか？

住民税については、寄附した年の翌年度の住民税から控除されます。
所得税については、寄附した年の所得税から控除されます。

裏面もご覧ください。

条例指定寄附金に係る控除額の計算について (認定NPO法人及び特例認定NPO法人以外の場合)

条例により指定された寄附金については、申告することにより次のとおり住民税の所得割額からの税額控除が受けられます。

都道府県と市区町村の条例指定の対象が異なる場合には、指定された側だけの控除となります。

なお、所得税の確定申告を行った場合には、併せて所得税の寄附金控除（所得控除）も適用になります（所得税についての詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。）。

	対象寄附金	寄附金控除額
住民税 (税額控除)	都道府県・市区町村の 条例で指定したもの (条例指定寄附金) ・独立行政法人 ・学校法人 ・社会福祉法人 等	次の①②のいずれか少ない額で算出 $\left(\begin{array}{l} \text{①寄附金の額} \\ \text{②総所得金額等の} \\ \text{合計額の30\%} \end{array} \right) - 2,000\text{円} \times \text{控除率}$ (控除率) 県民税 4% 市町村民税 6%
所得税 (所得控除)	住民税で控除対象となる 寄附金は、全て寄附 金控除の対象となる。	次の①と②のいずれか少ない額 ①寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%-2,000円

※上記のほか、所得税で控除を受けることにより、所得税額を課税標準とする復興特別所得税（所得税額の2.1%）についても軽減されます。

○計算イメージ

給与収入500万円の夫婦2人の場合のモデルケース

- ・住民税の課税総所得金額等:230万円 所得税の課税総所得金額等:220万円
- ・住民税の所得割額 227,500円
- ・条例指定寄附金額 50,000円（※控除対象となる寄附金の合計額）
- ・控除率（県・市町村の双方で条例指定されている場合）
 県民税：4% 市町村民税：6% 所得税の限界税率10%

条例指定されている寄附金の額 50,000円	
自己負担額 40,300円	控除額 9,700円

控除額の内訳

- ・県民税 1,920円
- ・市町村民税 2,880円
- ・所得税 4,800円
- ・復興特別所得税 100円

・上記モデルケースの場合で寄附した金額に応じた寄附金控除額

寄附金額	寄附金控除額 (税額ベース)	内 訳			
		住 民 税		所 得 税	復興特別 所得税
		県民税	市町村民税		
50,000円	9,700円	1,920円	2,880円	4,800円	100円
100,000円	19,800円	3,920円	5,880円	9,800円	200円
150,000円	29,900円	5,920円	8,880円	14,800円	300円
300,000円	60,200円	11,920円	17,880円	29,800円	600円